

長崎市省エネルギー家電製品等購入費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、長崎市地球温暖化対策実行計画に定める2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロのまちの実現を目的としたゼロカーボンシティ長崎の実現のため、既存の家電製品等から省エネルギー家電製品等へ買換えをする者に対し、予算の定める範囲内において、長崎市省エネルギー家電製品等購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、長崎市補助金等交付規則（昭和63年長崎市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象製品)

第2条 補助金の交付の対象となる製品（以下「補助対象製品」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じて、それぞれ当該各号に定める要件を満たすものであって、令和5年2月1日以降に市内に所在する店舗又は事業所から購入（買換えによる購入（中古品の購入を除く。）に限る。）し、購入者が居住する住宅に設置したものとする。

- (1) 家庭用エアコンディショナー（以下「エアコン」という。） 日本産業規格C9901による省エネルギーラベルの省エネルギー達成率が100%以上のエアコンであって、その購入費（機器の設置等に要する費用、消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）が50,000円以上であること。
- (2) 家庭用冷蔵庫（以下「冷蔵庫」という。） 日本産業規格C9901による省エネルギーラベルの省エネルギー達成率が100%以上の冷蔵庫であって、その購入費が50,000円以上であること。

(3) 給湯器 日本産業規格 S 2 0 7 0 による省エネルギーラベルの省エネルギー達成率が 1 0 0 % 以上であるガス温水機器若しくは石油温水機器又は日本産業規格 C 9 9 0 1 に基づく省エネルギーラベルの省エネルギー達成率が 1 0 0 % 以上である電気温水機器であって、その購入費が 5 0, 0 0 0 円以上であること。

(4) L E D 照明器具 光源に発光ダイオードを使用した照明器具であって、その購入費が 5, 0 0 0 円以上であること。

(補助金の交付対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者は、本市に住所を有する者とする。

(補助対象経費)

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。

）は、補助対象製品 1 台の購入に係る購入費（L E D 照明器具にあつては、複数の合計の購入費）とする。

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象製品に応じて、それぞれ当該各号に定める額とし、その額に 1 0 0 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(1) エアコン、冷蔵庫及び給湯器 購入費に 6 分の 1 を乗じて得た額。

ただし、3 0, 0 0 0 円を限度額とする。

(2) L E D 照明器具 購入費に 2 分の 1 を乗じて得た額。ただし、5, 0

0 0 円を限度額とする。

(交付の申請)

第 6 条 規則第 3 条第 1 項の補助金等交付申請書は、長崎市省エネルギー家電製品等購入費補助金交付申請書（第 1 号様式）によるものとする。

2 規則第 3 条第 1 項に規定する市長が定める期日は、補助対象製品の購

入日が属する年度の3月末日とする。

3 規則第3条第1項第5号の市長が必要があると認める書類は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、その一部を省略させることができる。

(1) 暴力団等の排除に関する誓約書（第2号様式）

(2) 補助対象製品の購入日、購入店名、購入製品名及び購入費用が確認できる書類

(3) 補助対象製品の型番号及び製造番号が確認できる書類

(4) 補助対象製品の納品日又は設置日及び納品先住所が確認できる書類

(5) 第2条第1号及び第2号に掲げる製品にあつては、買換え前の製品に係る特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第43条第1項に規定の特定家庭用機器廃棄物管理票（家電リサイクル券）の排出者控えの写し、第2条第3号及び第4号に掲げる製品にあつては、買換えによる購入であることが確認できる設置前後の写真

4 規則第3条第2項の規定により、同条第1項第1号から第4号の2までの書類の添付は、省略するものとする。

5 補助金の申請については、同一世帯において、1年度につき1回限りとする。

（不交付の決定）

第7条 規則第6条第2項の通知は、補助金不交付決定通知書（第3号様式）によるものとする。

（申請の取下げ）

第8条 規則第7条第1項に規定する別に定める期日は、規則第6条第1項に規定する補助金等交付決定通知書を受領した日から10日を経過した日とする。

(補助金の交付手続の特例)

第9条 規則第21条の規定により、規則第12条、第13条及び第15条第2項の手続は、省略するものとする。この場合において、規則第15条第1項中「第13条の規定により確定した額を補助事業等が完了した後」とあるのは、「補助金の交付の決定の内容を申請者に通知した後」とする。

(財産の処分の制限)

第10条 規則第19条ただし書に規定する市長が別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められたものとする。

2 規則第19条第2号又は第3号に掲げる別に定めるものは、省令に定められた資産とする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(令和4年度分の購入に係る申請の特例)

2 令和5年2月1日から同年3月31日までに購入した補助対象製品に係る補助金の申請を行う者に対する第6条第2項及び第5項の規定の適用については、同条第2項中「補助対象製品の購入日が属する年度」とあるのは「令和5年度」と、同条第5項中「1年度につき」とあるのは「令和4年度及び令和5年度で」とする。

(失効期限)

3 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに補助金の交付の決定を受けた者に係るこの要綱の規定については、同日以降もなおその効力を有する。

第1号様式（第6条関係）

長崎市省エネルギー家電製品等購入費補助金交付申請書

年 月 日

（あて先）長崎市長

長崎市省エネルギー家電製品等購入費補助金交付要綱第6条の規定により、長崎市省エネルギー家電製品等購入費補助金の交付について、次のとおり申請します。

なお、補助金の交付要件を審査するため、市長が必要な住民基本台帳情報の確認、市税滞納の調査を行うことについて同意します。

申請者	住所		
	氏名	㊟	
	電話番号		
購入した補助対象製品 (該当する番号に○を付けてください)	1 エアコン	2 冷蔵庫	
	3 給湯器	4 LED照明器具	
メーカー名 機種名 機種型番			
省エネ基準達成率 ※LED照明器具の申請の場合は記載不要			
購入店名（市内販売店名）			
購入日			
A 購入費用 (設置費用及び消費税額除く)	円		
B $A \times$ 補助率 (100円未満切り捨て)	円		
C 補助申請額	円		

【振込口座】

金融機関名			
預金種別 (該当するものに○を付けてください)	普通・当座・貯蓄・その他	口座番号	
口座名義人（カタカナ） (申請者の名義であること)			

第2号様式（第6条関係）

暴力団等の排除に関する誓約書

年 月 日

（あて先）長崎市長

私は、 年度長崎市省エネルギー家電製品等購入費補助金交付申請を行うにあたり、次の事項について誓約します。

この誓約事項に反した場合、補助金等の交付の決定の取消し及び返還に異議なく応じます。

また、市が必要な場合には、長崎県警察本部に照会することについて承諾します。

1 私は、次のアからウのいずれにも該当するものではありません

ア 暴力団（長崎市暴力団排除条例（平成24年長崎市条例第59号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）

イ 暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）

ウ 暴力団関係者（同条例第12条に規定する暴力団関係者をいう。）

2 私は、補助事業を行うにあたり、上記アからウに掲げる者（以下「暴力団等」という。）と契約を締結しません。

氏 名	フリガナ	生年月日	住 所

第3号様式（第7条関係）

補助金不交付決定通知書

年 第 号
月 月 日

住所

氏名

様

長崎市長

印

年 月 日付で申請のあった補助金の交付については、次の理由により交付しないことと決定したので、長崎市省エネルギー家電製品等購入費補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

不 交 付 の 理 由	
-------------	--